

災害ボランティア活動に対する支援制度の構築を求める意見書

わが国は、大地震や火山噴火、豪雨災害などが相次ぐ「災害の世紀」を迎えている。災害時の救援活動や復興に至る過程では、家屋の清掃や畳・家具の搬出、瓦れき処理のみならず、要援護者宅への訪問介護や心のケア、傾聴ボランティアなど福祉的ニーズも高まってきており、多くの支援者の参画が欠かせない。

今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などが発生した場合には、大規模な被害が予想される。そのような状況においては、過去の実績から1日10万人以上、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になるという専門家の見解も示されている。それだけのボランティア数を確保するためには、遠隔地を含め全国的かつ長期にわたる支援に頼る必要がある。

しかし、各種の調査では、交通費や宿泊費の負担が支障となり、災害ボランティアに参加できない人が多いことが明らかになっている。

これまで、鉄道会社や航空会社などの独自割引制度や、地方自治体によるボランティアバス運行支援などの取組が官民において行われた事例がある。

国は、こうした動きを更に広め、より多くの災害ボランティアの参画に向けて、交通費や宿泊費、ボランティア保険の割引等のボランティア活動に対する支援制度を実現するとともに、全国的な基金の創設など災害ボランティアを社会全体で支える仕組みを構築するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災）様

兵庫県加古郡播磨町議会